二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高崎市役所又は前橋地方法務局高崎支局に照会すること。

平成二十八年九月二十日

法務大臣　金田　勝年

群馬県高崎市大字江木二百三十四番地

田中　久松

○法務省告示第五百十号

大分県佐伯市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十月二十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、佐伯市役所又は大分地方法務局佐伯支局に照会すること。

平成二十八年九月二十日

法務大臣　金田　勝年

大分県南海部郡尾村大字堂ノ間千百三十五番地の二

吉良　久子

○外務省告示第三百五十二号

平成二十八年九月六日に東京で、エクアドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　武井俊輔外務大臣政務官

エクアドル側　レオナルド・カリオン・エギグレン駐日大使

平成二十八年九月二十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百五十三号

平成二十八年九月七日にドゥシャンベで、タジキスタン共和国及びアフガニスタン・イスラム共和国における災害リスク軽減及び対応能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　災害リスク軽減及び対応能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十一億七千二百万円

3　署名者

日　本　側　北岡元在タジキスタン大使

国際連合開発計画側　ヤン・ハルフスト在タジキスタン事務所臨時代表

平成二十八年九月二十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○財務省・農林水産省告示第十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

一中「年一厘」を「年二厘」に、「年二厘五毛」を「年三厘五毛」に、「年一分二厘五毛」を「年一分三厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
二十五年以下	年二厘
三十五年以下	年二厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

「年一・四〇パーセント」を「年一・五〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○国税庁告示第十三号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項の規定に基づき、同法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同法第三十四条の四第二項の規定に基づき、次のように告示し、平成二十九年一月四日から適用する。

平成二十八年九月二十日

国税庁長官　迫田　英典

名称	所在地	指定をした日
トヨタファイナンス株式会社	東京都江東区東陽六丁目三番二号	平成二十八年九月二十日

○財務省・農林水産省告示第二十一号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

「年一・四〇パーセント」を「年一・五〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○国税庁告示第十四号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項の規定に基づき、同法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同法第三十四条の四第二項の規定に基づき、次のように告示し、平成二十九年一月四日から適用する。なお、国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（平成十九年国税庁告示第二十九号）、国税通則法第三十四条の七第一項の規定により納付受託者の指定を取り消す件（平成二十二年国税庁告示第六号）、国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づき納付受託者を指定する件（平成二十五年国税庁告示第十七号）、国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（平成二十五年国税庁告示第十八号）、国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（平成二十七年国税庁告示第十六号）、国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（平成二十七年国税庁告示第二十二号）及び国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（平成二十八年国税庁告示第十一号）は、平成二十九年一月四日をもって廃止する。

平成二十八年九月二十日

国税庁長官　迫田　英典